

《資料》

ドイツの投資奨励保護協定

櫻井雅夫

解説

いわゆる二国間投資協定 (Bilateral Investment Treaties, BITs) は、外国投資の促進と保護のためのものである。(注)外国投資の法的枠組みにおけるBITsの位置づけは、表のとおりである。

その数は1990年代に劇的に増加した。1980年代末に385であったものが、1990年代末には173カ国との間で累計1,857の協定が締結された。その概要は、図1～3のとおりである。

注 その意義については、次の文献を参照。櫻井雅夫『国際経済法』新版。(東京:成文堂、1997年)、211—19頁。; 同『新版国際投資法』(東京:有信堂、2000年)、132—38頁。; 同「EU諸国の対LCD投資に関する奨励保護協定」石川明編『EU法の現状と発展: ゲオルク・レス教授65歳記念論文集』(東京:信山社、2001年)、109—34頁。; 同「国際投資の新たな法的枠組み: EU・中国間の場合」櫻井雅夫編『石川明教授古稀記念論文集』(東京:信山社、2002年)。印刷中。

表 國際投資の法的枠組み

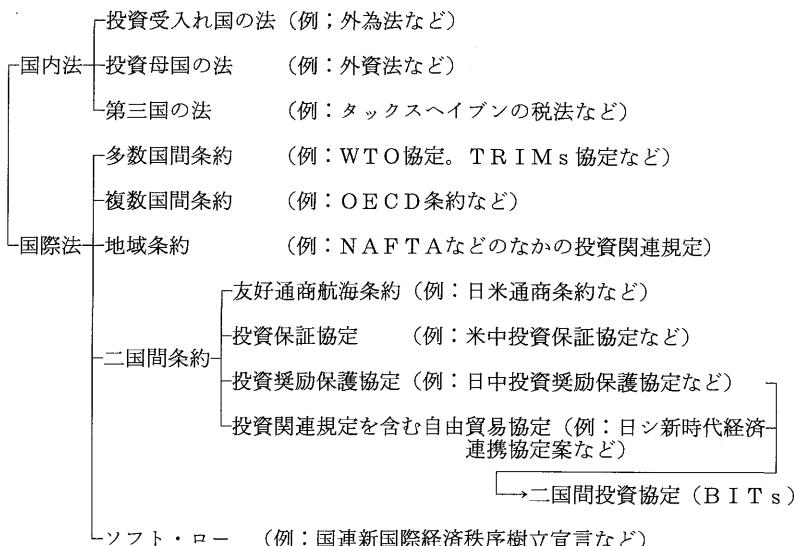
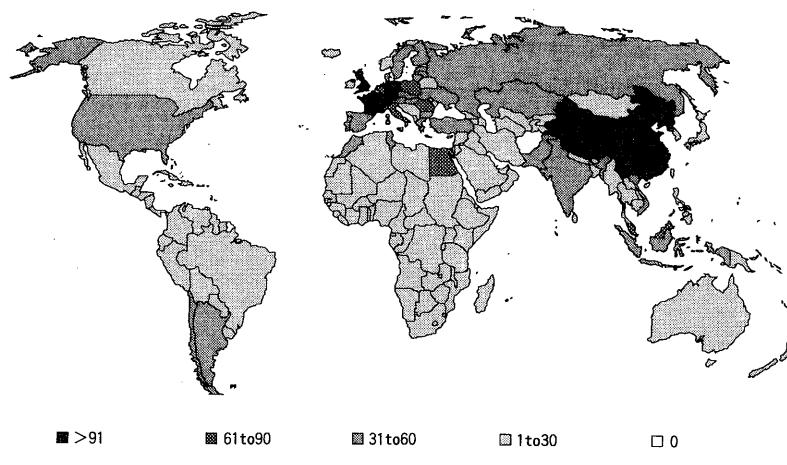
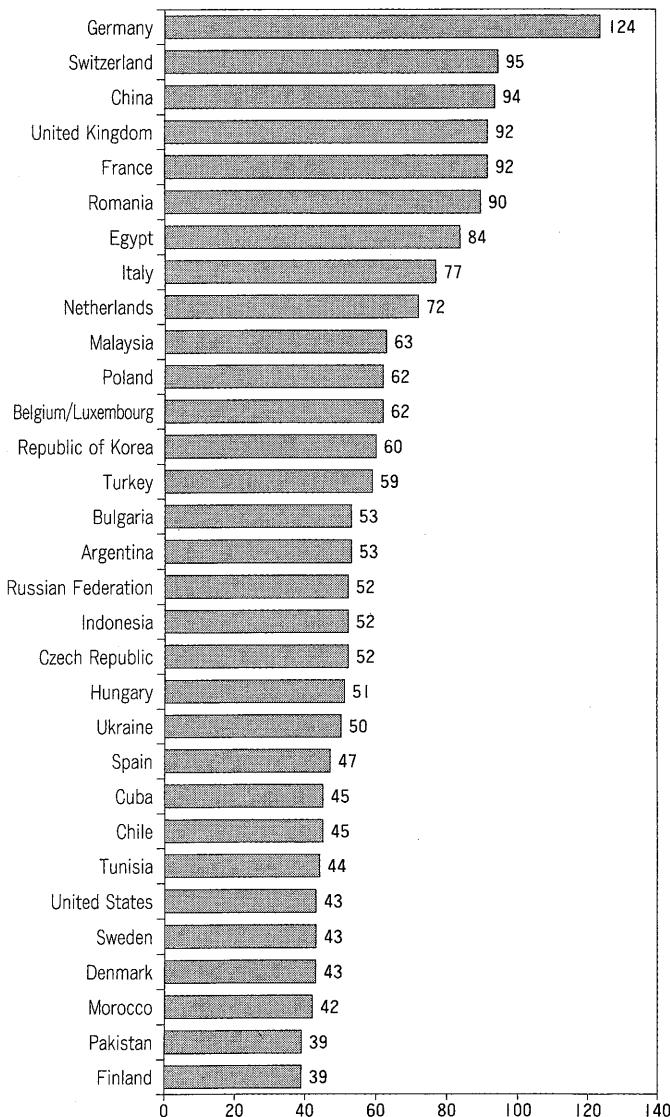


図1 開発途上国間の二国間投資協定、地域別、10年別、1960—1999



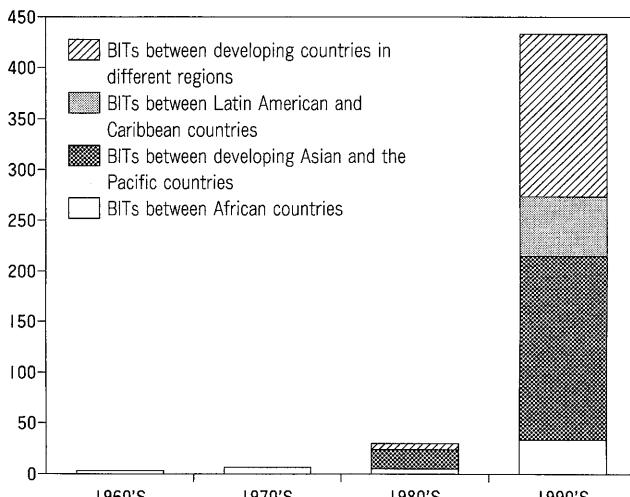
出所：UNCTAD, Press Releases, 15 Dec. 2000.

図2 二国間投資協定の数からみた上位25カ国ランキング、2000年1月1日現在



出所：図1と同じ。

図3 二国間投資協定分布図、2000年1月1日現在



出所：図1に同じ。

本稿のうち、資料1は、ドイツ政府が作成した投資奨励保護協定のモデル協定の全文邦訳である。使用した資料は、次のとおりである。

“Treaty between the Federal Republic of Germany and _____ concerning the Encouragement and Reciprocal Protection of Investments,” in UNCTAD, *International Investment Instruments: A Compendium* (New York and Geneve: United Nations, 1996), Vol.3, pp.167-76. (以下、UNCTADI)

資料2は、このモデル協定に基づいて締結された中国との間の協定の全文邦訳である。使用した資料は、次のとおりである。

「中華人民共和国和德意志連邦共和国關於促進和相互保護投資的協定」中國・對外經濟貿易部條法局編『中外相互鼓勵和保護投資協定匯編』(北京：法律出版社、1987年)、35—48頁；“Agreement between the People’s Republic of China and the Federal Republic of Germany concerning the Encouragement and Reciprocal Protection of Investments,”中國・對外經濟貿易部條法局編、同書、49—70頁。東西ドイツ統一前に締結。

なお、ドイツとパキスタンとの間の協定については、次の邦訳がある。

「ドイツ連邦共和国とパキスタンとの間の投資の促進と保護に関する条約」
皆川光ほか訳『海外投資の法的諸問題』(東京：ペリカン社、1967年)、326—31頁。

[資料1]

投資の奨励及び相互保護に関する ドイツ連邦共和国と_____との間の協定

ドイツ連邦共和国と_____は、両国間の経済協力を強化することを希求し、それぞれの国の国民及び会社による他方の国の領域への投資に対して良好な条件を創出することを意図し、かかる投資の奨励及び契約的保護が民間事業のイニシアティブを鼓舞しかつ両国民の繁栄を増強する可能性を有することを確認し、

次のとおり協定した。

第1条

この協定の目的上、

- 1 「投資」という用語は、すべての種類の資産、とくに次のものを含む。
 - (a) 動産及び不動産並びに譲渡抵当権、先取特権及び質権のようなその他権利；
 - (b) 会社の株式その他の会社におけるその他種類の権益；
 - (c) 経済価値を創出するために使用された金銭に対する債権又は経済価値を有するなんらかの履行に対する債権；
 - (d) 知的財産権とくに著作権、特許、実用新案特許、登録済意匠、商標、商号、取引上及び事業上の秘密、技術工程、ノウハウ及びのれん；
 - (e) 天然資源を探査し、採掘し及び開発するためのコンセッションを含む合法上の事業コンセッション；
- 資産投資の形態のいかなる変更も、投資としての分類に何らの影響を及ぼ

さない。

2 「収益」という用語は、利益、配当、ロイヤルティないし使用料のような一定期間に投資によって稼得した金額を意味する。

3 「国民」という用語は、次のことを意味する。

(a) ドイツ連邦共和国に関しては：

　　ドイツ連邦共和国基本法の意味の範囲でのドイツ人、

(b) _____に関しては：

_____。

4 「会社」という用語は、次のことを意味する。

(a) ドイツ連邦共和国に関しては：

　　活動が利益を指向するものであるか否かを問わず、ドイツ連邦共和国の領域内に主たる事務所を有する法人及び法人格を有するか又は有しない何らかの商業上その他の会社又は社団、

(b) _____に関しては：

_____。

第2条

(1) 各締約国は、その領域において、できる限り他の締約国の国民又は会社による投資を促進し、及び自国の立法に従ってかかる投資を受け入れるものとする。各締約国は、いかなる場合にもかかる投資に対して公正かつ衡平な待遇を与えるものとする。

(2) いずれの締約国も、いかなる方法でも恣意的又は差別的な措置によって他の締約国の国民又は会社による自国向け投資の管理、維持又は享受を損なうものとする。

第3条

(1) いずれの締約国も、他の締約国の国民又は会社によって所有または支配されている自国向け投資を、自国の国民若しくは会社の投資に対して又はすべての第三国の国民又は会社に対して与える待遇よりも不利な待遇に従わせないものとする。

(2) いずれの締約国も、他の締約国の国民又は会社を、自国向け投資に関わる

投資に関して、自国の国民若しくは会社又はすべての第三国国民若しくは会社に対して与える待遇よりも不利な待遇に従わせないものとする。

- (3)かかる待遇は、いずれの締約国が関税同盟、経済連合、共同市場又は自由貿易地域の加盟又は連携の第三国国民又は会社に対して与える優遇措置にも関わるものではないものとする。
- (4)この条で与えられる待遇は、いずれの締約国が課税問題に関する二重課税条約又はその他協定によって第三国国民又は会社に対して与える恩典にも関わるものではないものとする。

第4条

- (1) いずれの締約国の国民又は会社による投資も、他の締約国の領域において十分な保護及び保障を享受するものとする。
- (2) いずれの締約国の国民又は会社による投資も、公共の利益を除くほか又は補償を支払うことなしには、他の締約国の領域において収用され、国有化され又は収用若しくは国有化に相応の効果を有するその他すべての措置に従わされないものとする。かかる補償は、実際の又は脅される収用、国有化又は相当の措置が衆知のものになった日の直前における収用対象投資の価額に相当するものとする。補償は遅滞なく支払われかつ支払時までの通常の銀行金利を伴うものとし、それは実効的に換価可能かつ自由に送金可能であるものとする。かかる補償の決定及び支払のために、収用、国有化又は相応の措置の時点又はその前に適当な方法により対策が講じられるものとする。かかる収用、国有化又は相応の措置及び補償の額はすべて法の正当な手続に従うものとする。
- (3) 戦争若しくはその他武力衝突、革命、国家緊急事態又は叛乱により他の締約国の領域において損失を被る投資を行ういずれの締約国の国民又は会社も、原状回復、賠償、補償又はその他有価証券に関して当該他の締約国が自國の国民又は会社に与える待遇よりも不利でない待遇を与えられるものとする。かかる支払は、自由に送金可能であるものとする。
- (4) いずれの締約国の国民又は会社も、この条に定められた事項に関して他の締約国の領域において最惠国待遇を享受するものとする。

第5条

いずれの締約国も、他の締約国の国民又は会社に対して投資に関する支払とくに次の支払の自由な送金を保証するものとする。

- (a) 投資を維持し又は増加させるための元本及び追加額
- (b) 収益
- (c) 貸付金の返済
- (d) 投資の全部又は一部の清算又は売却から生じる利益
- (e) 第4条に定める補償

第6条

いずれかの締約国が他の締約国の領域での投資に関して引き受けた保証に基づいて自国のいずれかの国民又は会社に支払を行うときは、後者締約国は、第10条に基づく前者締約国の権利を損うことなく、法に基づくものであると法的取扱いに従うものであると問わず、前者締約国のかかる国民又は会社の権利又は請求権の譲渡を認めるものとする。後者締約国はまた、前者締約国が権利上の先任者と同一の範囲まで主張する資格を有するかかる権利又は請求権（譲渡請求権）に対する当該締約国の代位権を認めるものとする。かかる譲渡請求権によって行われた支払の送金に関しては、第(2)及び(3)に第5条が必要な変更を加えて適用されるものとする。

第7条

- (1) 第4条(2)若しくは(3)又は第5条又は第6条に基づく送金は、適用可能の為替レートで遅滞なく行われるものとする。
- (2) この為替レートは、当該通貨の特別引出し権への転換のために支払日に国際通貨基金によって適用されるレートから得られるクロス・レートに相当するものとする。

第8条

- (1) いずれかの締約国の立法又は現在存在しあつこの協定のほかに締約国間で確定された国際法上の義務に、他の締約国の国民又は会社による投資に対してこの協定に定められている待遇よりも有利な待遇を与える規律を含むときは、かかる規律は一層有利となる範囲までこの協定全体に適用されるものと

する。

- (2) 各締約国は、自国の領域への他の締約国の国民又は会社による投資に関して負ったいかなる義務をも遵守するものとする。

第9条

この協定はまた、その発効に先立っていざれかの締約国の国民又は会社により他の締約国の立法に従って行われた当該国の領域への投資に対して適用されるものとする。

第10条

- (1) この協定の解釈又は適用に関する締約国間の不一致は、できる限り両締約国の政府によって解決されるべきものとする。
- (2) 不一致がこのような方法で解決され得ないときは、いざれかの締約国の要請により仲裁裁判所に付託されるものとする。
- (3) かかる仲裁裁判所はアドホックで次のように構成されるものとする。すなわち、各締約国は一人のメンバーを任命し、これらの二人のメンバーが第三国の国民を両当事国の政府が任命する首席仲裁人として任命することに合意するものとする。かかるメンバーはいざれかの締約国が他の締約国に対して当該紛争を仲裁裁判所に付託する意図がある旨を通報した日から起算して二月以内にまたかかる首席仲裁人は三月以内に任命されるものとする。
- (4) 前第3項に特定された期間が遵守されなかった場合に他に何らの取り決めもないときは、いざれか締約国も必要な任命を行うために国際司法裁判所の長官を招聘することができる。長官がいざれかの締約国の国民であるとき又は当該職務を果たすことを妨げられるときは、副長官が必要な任命を行うべきものとする。副長官がいざれかの締約国の国民であるとき又は彼もまた当該職務を果たすことを妨げられているときは、いざれの締約国の国民でもない当該裁判所の次位のメンバーが必要な任命を行うべきものとする。
- (5) 仲裁裁判所は、投票の過半数によって決定を下すものとする。かかる決定は拘束力を有するものとする。各締約国は、自国が任命したメンバー及び仲裁手続における自国の代表の経費を負担するものとする。議長の経費及び残りの経費は締約国によって均等部分について負担されるものとする。仲裁裁

判所は、経費に関して別の規定を設けることができる。その他すべての点に
関しては、仲裁裁判所がその独自の手続を決定するものとする。

- (6) 両当事国が国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する1965年
3月18日付の条約の締約国であるときは、上に定めた仲裁裁判所には当該条
約第27条(1)の規定を参照して、当該条約25条に基づいて一方の締約国の国民
又は会社と他の締約国との間で合意に達した限りは訴えることができない。
このことは、当該条約によって設置された仲裁裁判所の決定が応諾されな
かった場合又はこの協定第6条に定める法に基づいて若しくは法的取扱いに
従った権利譲渡の場合にかかる仲裁裁判所に訴える可能性に影響を与えない
ものとする。

第11条（モデル1）

- (1) 投資に関する締約国と他の締約国の国民又は会社との間の不一致はできる
限り紛争当事者間で友好的に解決されるべきものとする。
- (2) 不一致が紛争当事者の一方によって不一致が提起された日から六月以内に
解決され得ないときは、それは、他の締約国の国民又は会社の要請により、
仲裁に付託されるものとする。紛争当事者が別段の合意をしない限り、不一
致は国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する1965年3月18日
付の条約に基づく仲裁に付託されるものとする。
- (3) 判断は拘束力を有するものとし、かつ当該条約に定められた訴え又は救済
以外のいかなるものには従わないものとする。判断は国内法に従って執行さ
れるものとする。
- (4) 仲裁手続中又は判断の執行中は、紛争に関わる締約国は、他の締約国の國
民又は会社が損害の全部又は一部について保険契約のもとで補償金を受け
取った旨の異議を申し立てないものとする。

第11条（モデル2）

- (1) 投資に関する締約国と他の締約国の国民又は会社との間の不一致は、でき
る限り紛争当事者間で友好的に解決されるものとする。
- (2) 不一致が紛争当事者の一方によって不一致が提起された日から六月以内に
解決され得ないとは、それは、他の締約国の国民又は会社の要請により、仲

裁に付託されるものとする。各締約国は、ここにおいてかかる仲裁手続を受諾する旨宣言するものとする。紛争当事者が別段合意をしない限り、第10条(3)ないし(5)の規定は、第10条(2)に従った仲裁裁判所のメンバーの任命が紛争の当事者によって行われ、かつ第10条(3)に特定された期間が遵守されない限りいずれかの当事者がその他取決めが欠如しているときは必要な任命を行うよう¹在パリ国際商業会議所国際仲裁裁判所の所長を招聘することを条件に必要な変更を加えて適用されるものとする。判断は国内法に従って執行されるものとする。

- (3) 仲裁手続中又は判断の執行中は、紛争に関わる締約国は、他の締約国の国民又は会社が損害の全部又は一部に関して保険契約のもとで補償金を受け取った旨の異議を申し立てないものとする。
- (4) 両締約国が国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する1965年3月18日付の条約の締約国になっている場合には、この条のもとでの当事者間の不一致は、当事者が別段の合意をしない限り、前記の条約のもとで仲裁に付託されるものとする。各締約国は、ここにおいてかかる手続を承諾する旨を宣言する。

第12条

この協定は、外交関係又は領事関係が締約国間に存在するか否かに関わりなく効力を生じるものとする。

第13条

- (1) この協定は批准されるものとする。批准書はできる限り_____において交換されるものとする。
- (2) この協定は、批准書の交換日後一月で効力を生じるものとする。十年間効力を維持しつつその後はいずれかの締約国が満了十二月前に書面をもって通告しない限り無制限に延長されるものとする。二十年の期間満了後は、この協定はいずれかの締約国が十二月通告を与えることによって何時でも廃棄を通告され得る。
- (3) この協定の終了日に先立って行われた投資に関しては、第1条乃至第12条の規定は、この協定の終了日からさらに二十年間にわたり引き続き効力を有

するものとする。

(年月日) に (都市名) でひとしく正文であるドイツ語及び英語の
謄本二通を作成した。

ドイツ連邦共和国のために

(署名)

のために

(署名)

議定書

投資の奨励及び相互保護に関するドイツ連邦共和国と _____との間
の協定の署名に関して、下名の全権委員は、さらに、当該協定の統合部分とみ
なされる次の規定に合意した。

(1) 第1条に関し

(a) 投資からの収益及び再投資の場合にそこからの収益は投資と同等の保護
を享受するものとする。

(b) 国籍を決定する他のいずれの方法も損うことなく、とくに当該締約国の
主管当局が発行する内国旅券を所有する者は、その締約国の国民であると
みなされるものとする。

(2) 第2条に関し

(a) いずれかの締約国の立法に従って当該締約国の法の適用地域内において
他の締約国の国民又は会社によって行われた投資は、この協定の十分な保
護を享受するものとする。

(b) この協定はまた、国際法が当該締約国に対して排他的経済水域及び大陸
棚の領域に対する主権的権利又は管轄権を行使することを認容する限りは
これら領域に対して適用されるものとする。

(3) 第3条に関し

(a) 次の事項は、排他的ではないものの、とくに第3条(2)の意味での「活
動」とみなされるものとする。すなわち、投資の管理、維持及び利用及び

享受。次の事項は、とくに第3条の意味での「不利な待遇」とみなされるものとする。すなわち、原材料若しくは付属品、エネルギー若しくは燃料又はあらゆる種類の生産若しくは操業の手段の購入に関する制限、国内外での產品のマーケティングを阻害する場合の不平等な待遇並びに類似の効果を有するその他すべての措置。公共の安全保障及び秩序、公衆衛生又は道徳を理由として講じられなければならない措置は、第3条の意味での「不利な待遇」とはみなされないものとする。

- (b) 第3条の規定は、締約国が他の締約国の領域に居所を有する自然人又は会社に対して税制上の恩典、免税及び減税を広げる義務を負わせるものではない。
 - (c) 締約国は、投資に関連して他の締約国の領域に入ることを希望するいざれかの締約国の人への入国及び滞在の申請に対しては、国内立法の枠組みの範囲で好意的な配慮を与えるものとする。
- (4) 第4条に関し
補償の請求はまた、投資が行われる会社への国家介入の結果としてその経済的資産が著しく損われる場合に存在するものとする。
- (5) 第7条に関し
送金は、送金手続の完了のために通常必要とされる期間内に行われたときは、第7条(1)の意味の範囲で「遅滞なく」行われたものとみなされる。かかる期間は、関連の要請が提出された日に開始しつつ決して二月を超えることができない。
- (6) 投資に関わりを有する財又は人が輸送されるときはいつでも、各締約国は他の締約国の輸送企業を排除もしないし妨害もしないものとし、かかる輸送を実施するために必要な許可書を発給するものとする。このなかには、
 - (a) この協定の意味の範囲において投資を直接意図し又はこの協定の意味の範囲での資産が投下される企業によって又は当該企業に代わっていざれかの締約国若しくはいざれかの第三国の領域で入手された財、
 - (b) 投資に関わって旅行する人、の輸送を含むものとする。

_____に_____でひとしく正文であるドイツ語及び英語の
譲本二通を作成した。

ドイツ連邦共和国のために

(署名)

_____のために

(署名)

[資料2]

投資の奨励及び相互保護に関する 中華人民共和国とドイツ連邦共和国との間の協定

署名 1983年10月7日（北京）

効力発生日 1985年3月18日

中華人民共和国とドイツ連邦共和国は、
両国間の経済協力を発展させることを希求し、
一方の締約国の投資家による他の締約国の領域への投資のために良好な条件
を活発に創出することを企図し、

両国政府代表の間の交渉を通じて、次のとおり協定した。

第1条

この協定の目的上、

- 1 「投資」という用語は、いずれの締約国も自国の法令に従って認めるところに次のものを含むすべての種類の資産を意味する。
 - (a) 動産及び不動産及び抵当権、質権のようなその他物権；
 - (b) 会社の持分及びかかる会社のその他形態の権益；
 - (c) 経済価値を創出する金銭債権又は経済価値を有する何らかの履行に対する債権；
 - (d) 著作権、工業所有権、技術工程、ノウハウ、商標及び商号、並びに

(e) 探査、開発及び採掘のためのコンセッションを含むコンセッション。

資産投資のいかなる変更も、投資としての分類に何らの影響を与えるものではない。

2 「収益」という用語は、利益、配当、利子その他一定期間に投資によって稼得した正当な所得を意味する。

3 「投資家」という用語は、次のことを意味する。

中華人民共和国に関しては、

(a) 中華人民共和国の国籍を有する自然人；

(b) 中国政府によって承認され登記されかつ外国との経済協力に従事する資格を付与された会社、企業その他経済構成体；

ドイツ連邦共和国に関しては、

(a) この協定が実効的に適用されるいざれかの地域に住所を有するドイツ人；

(b) 法人の資格を具备するか否かを問わず、又はその株主若しくは構成員が有限責任であるか否かを問わず、又は営利を目的とするか否かを問わず、この協定が実効的に適用されるいざれかの地域で法に従って設立されかつ住所を有する法人及び商業上その他の会社又は社団。

第2条

いざれの一方の締約国もその領域内で他方の締約国の投資家による投資を促進し、その法令に従ってかかる投資を許可し、かかる投資に対していかなる状況でも衡平かつ合理的な待遇を与えるものとする。

第3条

1 いざれか一方の締約国は、その領域内で他方の締約国の投資家による投資に対して、いざれか一方の締約国が同様の協定を締結した第三国との投資家の投資に対して与える待遇よりも不利な待遇を与えないものとする。

2 いざれか一方の締約国は、その領域内で他方の締約国の投資家の投資に関係を有する活動に対して一方の締約国が同様の協定を締結した第三国との投資家の投資に関係を有する活動に対して与える待遇よりも不利な待遇を与えないものとする。

3 この条第1項及び第2項にいう待遇は、次の事項には適用しないものとする。

- (a) 既存の関税同盟、自由貿易地域又は経済同盟に基盤を有する一方の締約国によって第三国の投資家に対して与えられる何らかの恩恵；
- (b) 二重課税防止条約又は課税に関する協定に基づいて一方の締約国によって第三国の投資家に対して与えられる何らかの恩恵；
- (c) 辺境貿易を円滑化することを基盤に第三国の投資家に対して与えられる何らかの恩恵。

4 いずれの締約国も、外国の出資参加を有する合弁事業及び全額外国所有の企業に関する立法を損うことなく他方の締約国の投資家による合弁事業及び全額所有の企業に対して差別的な措置を講じないことを保証するものとする。

第4条

1 一方の締約国の投資家による投資は、他方の締約国の領域において保護及び保障を享受するものとする。一方の締約国によるその領域における他方の締約国の投資家の投資の収用は、かかる行為が公共の利益のために法的手段に従って補償を伴って実施される場合にのみ行うことができる。補償は、自由に送金可能な通貨交換性を有する通貨で行われかつ不当な遅滞なく支払われるものとする。

2 一方の締約国の投資家が他方の締約国の領域で参加してきた合弁事業に関して戦争若しくはその他武力衝突又は国の緊急事態その他類似の事件によって損害を蒙ったときは、他方の締約国は差別的措置を講じてはならないものとする。

3 いずれの締約国の投資家も他の締約国の領域においてこの条に定める事項に関して最惠国待遇を享受するものとする。

第5条

各締約国は、他の締約国の投資家に対してかれらの投資に関わる次の金額の自由な送金を保証するものとする。

- (a) 資本又は投資自体の操業を維持し若しくは増大するために必要とされる追

- 加的資金；
- (b) 収益；
 - (c) 貸付金の返済；
 - (d) この協定第1条第1項(d)に定める権利から生じるロイヤルティその他費用；
 - (e) 投資の全部又は一部の譲渡から生じる清算額。

第6条

一方の締約国が他方の締約国の領域への投資に関して与えられた保証に基づいて自国の投資家に対して支払を行ったときは、当該他方の投資家は第10条に基づく締約国の権利を損うことなく当該一方の締約国に対する投資家の権利又は請求権に関する法令に基づく又は法的行為に従った譲渡及びそれに関する譲渡されたかかる権利又は請求権に対する当該一方の締約国の債権代位を認めるものとする。ただし、当該一方の締約国によって代位された権利又は請求権は、かかる投資家の原有の権利又は請求権を超えないものとする。当該他方の締約国は、当該一方の締約国によって代位された権利又は請求権に対して反対求償を行うことができる。かかる請求譲渡によって当該一方の締約国に対して行われる支払分の送金については、第4条及び第5条の規定がそれぞれ適用されるものとする。

第7条

- 1 締約国の主管当局が当該両締約国間で投資に対して他の取決めを認めるという承認を与えていないときは、この協定の第4条、第5条又は第6条にいう送金は、当該両締約国によって合意された通貨で送金日に使用されている実効為替レートでかつ不当な遅滞なく行われるものとする。
- 2 前項にいう為替レートは、支払日に国際通貨基金が当該通貨を特別引出権に転換するために適用するレートから得られるクロス・レートに相当するものとする。

第8条

- 1 いづれかの締約国の立法又はこの協定以外に現存し又はその後に締約国間で定立される国際法に基づいて負う義務が一般的であると特定的であるとを

問わず他の締約国の投資家による投資がこの協定に定められている待遇よりも有利な待遇を与えられる旨の規定を含むときは、かかる規定が優先するものとする。

- 2 各締約国は、自国の領域への投資に関して他の締約国の投資家と締結するその他義務を遵守するものとする。ただし、いずれの締約国が自国の法令を改正する権利も損われないものとする。

第9条

この協定は、いずれかの締約国の投資家が1979年7月1日以降の法令に従つて他の締約国の領域に行った投資に対しても適用されるものとする。

第10条

- 1 この協定の解釈又は適用に関する締約国間の紛争は、できる限り締約国間の交渉を通じて解決されるべきものとする。
- 2 かかる紛争が六月以内に解決され得ないときは、紛争はいずれかの締約国の要請に基づいて仲裁裁判所に付託されるものとする。
- 3 かかる仲裁裁判所は、アドホックに次のように構成されるものとする。すなわち、各締約国が一人のメンバーを任命し、これらの二人は両締約国の政府が第三国の国民を首席仲裁人として任命することに合意するものとする。かかるメンバーはいずれかの締約国が他の締約国に対して当該紛争を仲裁裁判所に付託する意図がある旨を通報した日から二月以内にまたかかる首席仲裁人は三月以内に任命されるものとする。
- 4 前第3項に特定された期間内に任命が行われなかつた場合に他に何らの取決めもないときは、いずれの締約国も必要な任命を行うために国際連合事務総長を招聘することができる。事務総長がいずれかの締約国の国民であるとき又は当該職務を果たすことを妨げられるときは、いずれの締約国の国民でもない最上位の事務次長が必要な任命を行うよう招聘されるものとする。
- 5 仲裁裁判所は、この協定、締約国間で締結されたその他協定及び国際法の一般原則に基づいて決定を行うものとする。かかる決定は、投票の過半数によって行われ、最終かつ拘束力を有するものとする。
- 6 各締約国は、仲裁裁判所の自国が任命したメンバー及び仲裁手続における

自国の代表の経費を負担するものとする。首席仲裁人の経費及び残りの経費は締約国によって均等部分について負担されるものとする。

7 仲裁判所は、その独自の手続を決定する機関であるものとする。

第11条

この協定は、締約国間に生じる衝突の場合にも、国際法の一般原則のもとで認められるような暫定的措置を講じる権利を損うことなく、なお効力を有するものとする。かかる措置は、外交関係が存在する否かに関わりなく衝突の実際の終了日より遅くない時に廃止されるものとする。

第12条

この協定は、現在の状況に基づいてベルリン（西）に対しても適用されるものとする。

第13条

1 この協定は、両締約国がその施行のために求められる必要な手続がそれぞれの国においてとられる旨を互いに書面をもって通告された日から一月で効力を生じるものとする。十年間効力を維持しつつその後はいずれかの締約国が満了前十二月に書面をもって通告しない限り無制限に延長されるものとする。十年の期間満了後は、この協定はいずれかの締約国が一年通告を与えることによって何時でも廃棄され得る。

2 この協定の終了日に先立って行われた投資に関しては、第1条乃至第12条の規定は、この協定の終了日からさらに十五年間にわたり引き続き効力を有するものとする。

1983年10月7日に北京で等しく正文である中国語及びドイツ語の賛本二通を作成した。

中華人民共和国のために

陳慕華

ドイツ連邦共和国のために

ギュンター・シェーデル

オットー・グラフ・ランスドルフ

議定書

投資の奨励及び相互保護に関する中華人民共和国とドイツ連邦共和国との間の協定の署名に関して、両締約国の下名の全権委員は、当該協定の統合部分とみなされる次の規定に合意した。

(1) 第1条に関し

- (a) 投資からの収益及び再投資は投資と同一の保護を享受するものとする。
- (b) いざれかの締約国の主管当局が発行する旅券を保有する者は、その締約国の国民であるとみなされる。

(2) 第2条に関し

いざれか一方の締約国の投資家によって他方の締約国の法令に従って当該他方の締約国の法の適用地域内において行われた投資は、この協定の十分な保護を享受するものとする。

いざれか一方の締約国の投資家によって他方の締約国の立法に従って当該他方の締約国が主権又は裁判管轄権行使する地域内において行われた投資もまた、この協定の十分な保護を享受するものとする。

(3) 第3条に関し

- (a) この協定の第3条第2項にいう「活動」という用語は、投資の管理、維持、利用及び享受を意味する。
- (b) この協定の第3条第2項及び第4項のそれぞれでいう「よりも不利な待遇」及び「差別的な措置」は、主として原材料若しくは付属品、エネルギー若しくは燃料又はあらゆる種類の生産若しくは操業の手段の購入の制限、及びいざれかの締約国が一定期間にその国民経済の編成上の優先性を理由として講じるその他措置であるが特別に他方の締約国の投資家又は他方の締約国の投資家が参加する合弁事業に向けられてはいなくて「差別的な措置」とは認められるべきではないものを意味するようになっている。
- (c) 公共の安全保障及び秩序、公衆衛生又は道徳を理由として講じられなけ

ればならない措置は「差別的な措置」とは認められないものとする。

- (d) いずれの締約国も、投資の実施及び運営に関連して一方の締約国の領域に入ることを希望する他方の締約国の人々の入国及び滞在の申請に対しては、国内立法の枠組みの範囲で好意的な配慮を与えるものとする。同様の配慮は、他方の締約国の領域に入国しそこに投資と関連を有する活動のために滞在することを希望する一方の締約国の被用者に対して適用されるものとする。就労許可の申請にも、好意的な配慮が与えられるものとする。
- (e) いずれの締約国も、自国の税法に従って自国の領域に住所を有し又は基地を有する自然人又は会社に対して適用されるのみの減税又は免税のような税制上の恩典を、他方の締約国の領域に住所を有し又は基地を有する自然人又は会社に対して与える義務を負わない。

(4) 第4条に関し

- (a) この協定の第4条第1項にいう「収用」には、国有化並びに収用及び国有化と同等の効果を有するその他措置を含むものとする。
- (b) この協定の第4条第1項にいう収用が投資家によって収用的措置を行う締約国の立法に従っていないものと認められたときは、かかる収用の合法性は、投資家の要請があれば、かかる収用措置を行う締約国における管轄権を有する司法機関による審査に従うものとする。
- (c) この協定の第4条第1項にいう「補償」は、収用が宣告される直前の収用対象投資の価額に等しいものとする。補償額は投資家と他方の締約国との間の協議を通じて確定されるものとする。
両当事者が協議から六月以内に金額について合意できないときは、当該金額は、投資家の要請があれば、収用を行う締約国の主管の裁判所又は国際的な仲裁廷に審査のために付託されるものとする。
- (d) (c)にいう国際的な仲裁廷は、アドホックに次のように構成されるものとする。すなわち、当該当事者がそれぞれ一人の仲裁人を任命し、二人の仲裁人が両締約国と外交関係を有する第三国の中から首席仲裁人を任命するものとする。当該一方の当事者が他方の当事者に紛争を仲裁に付託することを通告した日から、仲裁人は二月以内に及び首席仲裁人は三月以

内に任命されるものとする。

必要な任命が上に特定した期間内に行われなかつたときは、別段の取決めがなければ、いずれの当事者もストックホルム商業會議所国際仲裁協会に必要な任命を行うことを要請することができる。

仲裁廷は、1965年3月18日の国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約に照らして独自の仲裁手続を決定するものとする。裁決は多数決で行われるものとする。裁決は最終でありかつ拘束力を有し、国内法に従つて執行されるものとする。

仲裁廷は、当該いずれかの当事者の要請があれば、その裁決及び理由の基本について陳述するものとする。

各当事者は、仲裁手続中の自己の仲裁人及びその代理人の費用を負担するものとする。首席仲裁人がその任務を履行するための費用及びその他費用は両当事者によって均等に負担されるものとする。

- (e) 投資と関係を有する活動は、第4条第2項に定められた状況のもとでできる限り継続されるもとする。
- (5) 第5条に関し
 - (a) 第5条(a)号にいう金額は、当該当事者間で締結した契約の規定に従つて行われる投資を維持し又は増加するための資本金及び追加資金から回収される額を意味する。
 - (b) 第5条(c)号にいう「貸付」は、投資家によって提供されかつ株式に類似する貸付を意味する。
 - (c) 「各締約国は、他方の締約国の投資家に対して」第5条にいう投資に関する金額の「自由な送金を保証するものとする」とは、中華人民共和国に関しては、次のことを意味する。すなわち、第5条にいう金額は、この協定が署名される時に効力を有する中華人民共和国の外国為替管理規則に従つて合弁企業又は外資企業の外国為替預金口座から送金されるものとする。
 - (d) 上記(c)にいう合弁企業又は外資企業の外国為替預金口座が送金のために不十分である場合には、中国政府は次の条件のもとで、送金に必要な外国

為替を準備するものとする。すなわち、

- a) この協定の第5条(a)号、(d)号及び(e)号にいう額の支払、
 - b) この協定の第5条(c)号にいう額の支払であって、中国銀行によって保証されていたもの、
 - c) この協定の第5条(b)号にいう額の支払であって、主管の国家当局が合弁企業又は外資企業が自社の產品を兌換不能の通貨で販売することを承認していたもの。
- (6) 第7条に關し
- 第7条第1項にいう「不当な遅滞なく」という用語は、送金が送金手続の完成に通常必要とされる期間内に行われるものとするということを意味する。かかる期間は、関係の申請書が提出された日に開始されるものとし、かつ第5条にいう送金については三月、第4条及び第6条にいう送金については六月を超えないものとする。
- (7) 各締約国は、他方の締約国の運送企業が投資に關係を有する貨物又は人員を運送することを排除もせず妨げもしないものとする。投資家は、自己の意思で運送企業を選択する権利を有するものとする。
- (a) 上にいう貨物は、この協定の脈絡の範囲で直接に企業によって投資のために向けられるか又はかかる企業によって若しくは其れに代わっていざれかの締約国若しくは第三國の領域内でこの協定の脈絡の範囲で投資のために購入した資産を意味するようになる。
 - (b) 上にいう人員は、当該投資に關連して旅行する人員を意味する。

1983年10月7日に北京で等しく正文である中国語及びドイツ語の謄本二通を作成した。

中華人民共和国のために

陳慕華

ドイツ連邦共和国のために

ギュンター・シェーデル

オットー・グラフ・ランスドルフ

交換公文 1

閣下：

私は、以下の内容の1983年10月7日付貴信を受領したことをご通知申し上げる光栄を有します。

「投資の奨励及び相互保護に関する中華人民共和国とドイツ連邦共和国との間の協定に関する交渉の終結にあたり、私は以下の如く閣下にご通知申し上げる光栄を有します。すなわち、

締約国は、双方の締約国が1965年3月18日にワシントンで署名のために開放された「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」の加盟国になるときは、双方の締約国は補完協定に関する交渉を行うべきである旨合意致しました。その場合には補完協定は一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争の種類及び当該条約に従って投資紛争解決国際センターに調停又は仲裁を求めて付託する際の形態に関する当該協定の組成部分となります。

私は、閣下が以上の内容に関して確認されるのであれば、感謝に耐えません。」

私は、中華人民共和国を代表して貴信の上記内容を確認する光栄を有します。

当方の最高の敬意をお受け取りくださるように、

中華人民共和国國務委員兼
對外經濟貿易部部長
陳 慕 華

1983年10月7日、北京で

在中華人民共和国 ドイツ連邦共和国特命全権大使

ギュンター・シェーデル閣下

交換公文 2

閣下：

私は、以下の内容の1983年10月7日付貴信を受領したことをご通知申し上げる光栄を有します。

「投資の奨励及び相互保護に関する中華人民共和国とドイツ連邦共和国との間の協定に関する交渉の終結にあたり、私は以下の如く閣下にご通知申し上げる光栄を有します。すなわち、

双方の締約国の代表は、1983年7月にポンで投資保護に関する協定について第4回の会談を開催し、さらに残余の問題に関して外交チャネルを通じて北京で会談を再開し、すべての規定に関して満場一致の合意に達しました。双方の締約国は、以下の了解を共有致しました。すなわち、

収用の合法性は、収用的措置を講じる締約国であって管轄権を有する締約国の司法裁判所によって審査されるものと致します。しかしながら、それは締約国がこの協定の解釈又は適用から生じる紛争を有している場合には第10条の適用手続を排除するものではありません。」

私は、中華人民共和国を代表して貴信の上記内容を確認する光栄を有します。

当方の最高の敬意をお受け取りくださいるように、

中華人民共和国國務委員兼

對外經濟貿易部部長

陳 慕 華

1983年10月7日、北京で

在中華人民共和国ドイツ連邦共和国特命全権大使

ギュンター・シェーデル閣下

[参考1]

EU諸国の二国間投資協定締結状況

(2000年1月現在。相手国名の配列は署名順)

[ドイツ]

ペキスタン、マレーシア、ギリシャ、トーゴ、モロッコ、リベリア、タイ、ギニア、トルコ、カメルーン、マダガスカル、スーダン、スリランカ、チュニジア、セネガル、韓国、エチオピア、ニジェール、タンザニア、シエラレオネ、エクアドル、中央アフリカ共和国、コンゴ、イラン、コートジボアール、ウガンダ、ザンビア、チャド、ルワンダ、インドネシア、コンゴ民主共和国、ガボン、モーリシャス、ハイチ、シンガポール、イエメン、ヨルダン、マルタ、イスラエル、マリ、シリア、ベナン、オマーン、ルーマニア、ポルトガル、パプアニューギニア、バングラデシュ、ソマリア、レソト、モーリタニア、中国、パナマ、ブルンジ、ドミニカ、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、ブルガリア、ハンガリー、ネパール、ボリビア、ウルグアイ、ロシア、ユーゴスラビア、ポーランド、ガイアナ、カーボベルデ、スワジランド、チェコスロバキア、アルゼンチン、モンゴル、チリ、アルバニア、リトニア、カザフスタン、ジャマイカ、エストニア、ウクライナ、ベラルーシ、ベトナム、ラトビア、ウズベキスタン、グルジア、パラグアイ、スロベニア、ナミビア、モルドバ、クウェート、コスタリカ、バルバドス、ペルー、ガーナ、ホンジュラス、インド、南アフリカ、ブラジル＊、ジンバブエ＊、アルメニア＊、アゼルバイジャン、香港(中国)、アルジェリア＊、エクアドル、キューバ、ケニア＊、ニカラグア＊、ベネズエラ、カタール、ルーマニア、ラオス、マケドニア(旧ユーゴ共和国)＊、ブルキナファソ＊、サウジアラビア、レバノン、クロアチア＊、フィリピン、アラブ首長国連邦＊、キルギスタン、トルクメニスタン＊、エルサルバドル、ブルネイ＊、メキシコ＊、ガボン＊、アン

チグアニバーブーダ、カンボジア*

[オーストリア]

ルーマニア、マレーシア、中国、ハンガリー、トルコ、ポーランド、ユーゴスラビア、ロシア、チェコスロバキア^c、韓国、カーボベルデ、アルゼンチン、モロッコ、アルバニア、パラグアイ、エストニア、ラトビア、ベトナム、チュニジア、ルーマニア、リトアニア、香港(中国)、ウクライナ、クウェート、南アフリカ、ブルガリア、クロアチア、ボリビア、チリ、メキシコ、イラン、インド

[ベルギー／ルクセンブルグ]

マケドニア*、チュニジア、モロッコ、インドネシア^a、韓国、コンゴ主義共和国^a、エジプト、ルーマニア、シンガポール、マレーシア、カメリーン、スリランカ、ルワンダ、モーリタニア*、中国、リベリア*、タイ*、ハンガリー、トルコ、マルタ、ポーランド^b、ブルガリア、ロシア^b、ブルンジ、チェコスロバキア、ボリビア*、アルゼンチン、ベトナム*、キプロス*、アルジェリア、ウルグアイ*、モンゴル、チリ、パラグアイ、グルジア、ウクライナ、エストニア、ルーマニア、ラトビア、モルドバ、香港(中国)、チュニジア、リトアニア、インド、フィリピン、ベネズエラ、カザフスタン、ウズベキスタン、パキスタン、キューバ、ガボン、南アフリカ、メキシコ、ブラジル、アルバニア、スロベニア、エジプト、コートジボアール、モロッコ、レバノン、エルサルバドル

[デンマーク]

インドネシア、ルーマニア、中国、スリランカ、ハンガリー、韓国、トルコ、ポーランド、チェコスロバキア、エストニア、マレーシア、ガーナ、ラトビア、リトアニア、ウクライナ、アルゼンチン、ブルガリア、パラグアイ*、チリ、ヴェトナム、ロシア、香港(中国)、ルーマニア、ペルー、ベネズエラ、ボリビア、モンゴル、ニカラグア、ブラジル*、アルバニア*、インド、南アフリカ、チュニジア、パキスタン、北朝鮮、ジンバブエ、フィリピン、ラオス、アルジェリア*、タンザニア*、スロベニア*、エジプト*

[フィンランド]

エジプト、ブルガリア、中国、マレーシア、スリランカ、ハンガリー、ロシア、ポーランド、チェコスロバキア、エストニア、ラトビア、ルーマニア、ウクライナ、リトアニア、カザフスタン、ウズベキスタン、ペラルーシ、トルコ、チリ、ベトナム、韓国、アルゼンチン、タイ、ブラジル＊、ペルー、モルドバ、クウェート、アラブ首長国連邦、インドネシア、ポーランド、アルバニア、レバノン＊、オマーン、ブルガリア、フィリピン、スロベニア＊、南アフリカ＊、メキシコ＊、クロアチア＊

[フランス]

チャド＊、中央アフリカ＊、コンゴ＊、チュニジア、コンゴ民主共和国、モーリシャス、インネシア、ガボン＊、ユーゴスラビア、セネガル＊、エジプト、マレーシア、モロッコ、シンガポール、フィリピン、マルタ、ルーマニア、シリア、韓国、ヨルダン、スーダン、エルサルバドル、パラグアイ、リベリア、スリランカ、赤道ギニア、パナマ、ネパール、パキスタン、イスラエル、コスタリカ＊、イエメン、ハイチ、中国、バングラデシュ、ハンガリー、ポーランド、ブルガリア、ロシア、クウェート、ボリビア、ラオス＊、ナイジェリア、チェコスロバキア、アルゼンチン、アラブ首長国連邦、モンゴル、リトアニア、エストニア、ラトビア、ベトナム、チリ、カザフスタン＊、ジャマイカ、アルジェリア＊、ペルー、ウルグアイ、ウズベキスタン、ペラルーシ＊、トリニダードトバゴ＊、ペラルーシ、トルクメニスタン、ウクライナ、キルギスタン、エクアドル、フィリピン、オマーン、ブラジル＊、ルーマニア、アルバニア、南アフリカ、アルメニア、香港（中国）、モロッコ、クロアチア、カタール＊、レバノン＊、グルジア＊、キューバ＊、インド＊、モルドバ＊、チュニジア、マケドニア＊、カザフスタン＊、スロベニア＊、ニカラグア＊、ホンジュラス＊、グアテマラ＊、ナミビア＊、アゼルバイジャン＊、メキシコ＊、ドミニカ共和国＊、ガーナ＊

[ギリシャ]

ドイツ、ハンガリー、コンゴ民主主義共和国＊、チェコスロバキア、アルバニア＊、ルーマニア、キプロス、中国、ポーランド、チニジア、ブルガリア、アルメニア、ロシア、エジプト、モロッコ＊、ウクライナ、グルジア、韓国、ラ

トビア、キューバ、チリ＊、リトアニア、クロアチア

[アイルランド]

チェコ共和国

[イタリア]

ギニア、マルタ、ガボン＊、チャド、コートジボアール＊、ルーマニア＊、中国、チュニジア、ハンガリー、スリランカ、クウェート、マレーシア、フィリピン、ブルガリア、韓国、エジプト、ポーランド＊、ロシア、ウルグアイ、バングラデシュ、ボリビア、ベトナム、アルゼンチン、ベネズエラ＊、モロッコ＊、チェコスロバキア＊、ルーマニア、インドネシア、アルジェリア、アルバニア、モンゴル、チリ、キューバ、オマーン、ジャマイカ、ロシア、コンゴ＊、ペルー、カザフスタン、エチオピア、アラブ首長国連邦、トルコ＊、ブラジル＊、ウクライナ、ベラルーシ、バルバドス、インド、香港(中国)、チェコ共和国、エリトリア＊、ロシア、ヨルダン＊、サウジアラビア、ケニア＊、アゼルバイジャン＊、クロアチア、マケドニア(旧ユーゴスラビア共和国)、エストニア＊

[ルクセンブルグ]

→ベルギー

[オランダ]

チュニジア、コートジボアール、カメルーン、インドネシア、タンザニア＊、ウガンダ＊、スーダン、ケニア、マレーシア、モロッコ、シンガポール、タイ、韓国、ユーゴスラビア、エジプト、セネガル、スリランカ、マルタ、フィリピン、イエメン、中国、トルコ、ハンガリー、オマーン、ブルガリア、パキスタン、ガーナ、ロシア、ジャマイカ、チェコスロバキア、ベネズエラ、カーボベルデ、ボリビア、ポーランド、アルゼンチン、エストニア、パラグアイ、ナイジェリア、香港、リトアニア、ベトナム、ラトビア、インドネシア、アルバニア、ルーマニア、ウクライナ、バングラデシュ、ペルー、モンゴル、ベラルーシ、南アフリカ、モルドバ、インド、エジプト、ウズベキスタン、スロベニア、ジンバブエ、ヨルダン、グルジア＊、クロアチア、チュニジア＊、ボスニア=ヘルツェゴビナ＊、メキシコ＊、マケドニア(旧ユーゴスラビア共和

国)、ブラジル*、チリ*、コスタリカ*、エクアドル*、ブルガリア*、エルサルバドル*、キューバ*

[ポルトガル]

ドイツ、モロッコ、カーボベルデ、ギニアビサオ、中国、ハンガリー、チュニジア、ポーランド、ブルガリア*、チェコ共和国、ルーマニア、ブラジル*、ジンバブエ*、ベネズエラ*、ロンシア*、アルゼンチン、ペルー、チリ、韓国、クロアチア、スロバキア*、サントメ＝プリンシペ*、ウルグアイ*、アンゴラ*、モーリシャス、リトアニア*、キューバ*、アルバニア、エジプト*、メキシコ*、パラグアイ*

[スペイン]

モロッコ、ハンガリー、ボリビア、ロシア、チェコスロバキア、チュニジア、チリ、アルゼンチン、中国、ウルグアイ、ポーランド、エジプト、パラグアイ、フィリピン、韓国、ニカラグア、ホンジュラス、カザフスタン、キューバ、リトアニア、パキスタン、ペルー、アルジェリア、ルーマニア、エルサルバドル、トルコ、ガボン*、ドミニカ共和国、マレーシア、インドネシア、コロンビア*、メキシコ、ブルガリア、ラトビア、ベネズエラ、レバノン*、エクアドル、コスタリカ*、クロアチア、インド、パナマ、エストニア、モロッコ*、ウクライナ*、南アフリカ、スロベニア*、ヨルダン*

[スウェーデン]

コートジボアール、マダガスカル、セネガル、エジプト、クロアチア、スロベニア、ユーゴスラビア、マレーシア、パキスタン、中国、スリランカ、イエメン、チュニジア、ハンガリー、ポーランド、ボリビア、モロッコ*、チェコスロバキア、アルゼンチン、ラトビア、リトアニア、エストニア、インドネシア、チリ、ベトナム、ブルガリア、ペルー、香港(中国)、ベラルーシ、アルバニア、ロシア、オマーン、ウクライナ、韓国、ラオス*、ベネズエラ、トルコ、ウルグアイ*、ジンバブエ*、マケドニア、南アフリカ*、フィリピン*、スロベニア*

[イギリス]

エジプト、シンガポール、韓国、ルーマニア、インドネシア、タイ、ヨルダ

ン、スリランカ、セネガル、バングラデシュ、フィリピン、レソト、パプア
ニューギニア、マレーシア、パラグアイ、シエラレオネ＊、イエメン、ベリーズ、
カメルーン、コスタリカ＊、セントルシア、パナマ、ハイチ＊、中国、
モーリシャス、マルタ、ジャマイカ、ドミニカ、ハンガリー、アンチグア・
バーブーダ、ベナン、ポーランド、グレナダ、ボリビア、チュニジア、ガーナ、
ロシア、コンゴ、ガイアナ、チェコスロバキア、ブルンジ、モロッコ＊、
アルゼンチン、ナイジェリア、トルコ、モンゴル、ウルグアイ、バーレーン、
アラブ首長国連邦、ウクライナ、ネパール、バルバドス、リトアニア、アルメニア、
トリニダードトバゴ、ペルー、ウズベキスタン、ホンジュラス、タンザニア＊、
ラトビア、ベラルーシ、コロンビア＊、インド、アルバニア、エクアドル、
エストニア、ブラジル＊、南アフリカ、パキスタン、キルギスタン、
キューバ、トルクメニスタン、グルジア、ジンバブエ＊

注 *—2000年1月現在未発効。

a—ベルギーのみが署名。

b—ベルギーとルクセンブルグが署名したものであり、経済同盟として署名したものではない。

c—チェコスロバキアが締結した協定から生じる義務は、1993年1月1日現在チェコスロバキアが負うものとされた。

出所：UNCTAD1, pp.213-55; and UNCTAD, *Bilateral Investment Treaties, 1959-1999* (New York and Geneve: United Nations, 2000), pp.25-123. (以下、UNCTAD2)

[参考2]

アメリカの二国間投資協定締結状況

(2000年11月現在。署名日順。カッコ内は発効年)

パナマ（1991）、セネガル（1990）、ハイチ＊、コンゴ民主共和国（旧ザイール1989）、モロッコ（1991）、トルコ（1990）、カメルーン（1989）、エジプト（1992）、バングラデシュ（1989）、グレナダ（1989）、ポーランド（1994）、コンゴ共和国（1994）、チュニジア（1993）、スリランカ（1993）、チェコ共和国（1992）、スロバキア（1992）、アルゼンチン（1994）、カザフスタン（1994）、ルーマニア（1994）、ロシア＊、アルメニア（1996）、ブルガリア（1994）、キルギスタン（1994）、モルドバ（1994）、エクアドル（1997）、ペラルーシ＊、ジャマイカ（1997）、ウクライナ（1996）、グルジア（1997）、エストニア（1997）、トリニダードトバゴ（1996）、モンゴル（1997）、ウズベキスタン＊、アルバニア（1998）、ラトビア（1996）、ホンジュラス＊、ニカラグア＊、クロアチア＊、ヨルダン＊、アゼルバイジャン＊、リトアニア＊、ボリビア＊、モザンビーク＊、エルサルバドル＊、バーレーン＊

注 * 2001年現在未発効。

** 本稿で説明している相互協定とは別に、日本はアメリカとの間で投資保証協定（Investment Guaranty Agreement. IGA）を締結している。その協定の仕組みについては、前出櫻井『国際経済法』210—11頁。；および同『新国際投資法』131—32頁。

出所：U. S. Dept. of State. Bureau of Economic and Business Affairs. Office of

Investment Affairs, *List of U. S., Bilateral Investment Treaties.*
[http://www.state.gov/www/issues/economic/bit_treaty/html]; UNCTAD1,
p.253; および UNCTAD2, pp117-18.

[参考3]

中国の二国間投資協定締結状況

(2001年10月現在。カッコ内は発効年)

スウェーデン（1982）、ルーマニア（1982）、ドイツ（1985）、フランス（1985）、ベルギー＝ルクセンブルグ（1986）、フィンランド（1986）、ノルウェー（1985）、イタリア（1987）、タイ（1985）、デンマーク（1985）、オランダ（1985）、オーストリア（1985）、シンガポール（1985）、クウェート（1986）、スリランカ（1986）、イギリス（1986）、スイス（1986）、ポーランド（1989）、オーストラリア（1988）、日本（1989）、マレーシア（1990）、ニュージーランド（1989）、パキスタン（1990）、ブルガリア（1994）、ガーナ（1990）、ロシア（1991）、トルコ（1994）、パプアニューギニア（1993）、ハンガリー（1993）、モンゴル（1993）、チェコ（1992）、ポルトガル（1992）、スペイン（1993）、ウズベキスタン（1994）、パナマ（1992）、ボリビア（1992）、キルギスタン（1996）、ギリシャ（1993）、アルメニア（1995）、フィリピン（1995）、カザフスタン（1994）、韓国（1992）、ウクライナ（1993）、アルゼンチン（1994）、モルドバ（1995）、トルクメニスタン（1995）、ベトナム（1993）、ベラルーシ（1995）、ラオス（1993）、アルバニア（1994）、タジキスタン（1994）、グルジア（1995）、クロアチア（1994）、アラブ首長国連邦（1994）、エストニア（1994）、スロベニア（1995）、リトアニア（1994）、ウルグアイ（1994）、アゼルバイジャン（1995）、エクアドル（1997）、チリ（1995）、アイスランド（1997）、エジプト（1996）、ペルー（1995）、ルーマニア（1995）、ジャマイカ（1996）、インドネシア（1995）、イスラエル＊、キュー

バ＊、オマーン＊、モロッコ＊、イスラエル、キューバ、ユーゴ連邦共和国、サウジアラビア（1997）、モーリシャス（1997）、ジンバブエ（1998）、レバノン（1997）、ザンビア＊、カンボジア＊、バングラデシュ＊、アルジェリア＊、シリア＊、ガボン＊、カメルーン＊、ナイジェリア＊、スー丹＊、マケドニア（旧ユーゴ共和国）（1997）、コンゴ民主共和国＊、南アフリカ（1998）、イエメン＊、カタール＊、カーボベルデ＊、エチオピア＊、バルバドス＊、カタール＊、バーレーン＊

注 *—2000年1月現在未発効。

出所：『中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会公報』；中国、对外經濟貿易部
条法局編『中外相互鼓勵和保護投資協定匯編』（北京：法律出版社、1987年）、
490頁。；UNCTAD1,pp. 219-20.; およびUNCTAD2, pp. 39-41.

[参考4]

日本の二国間投資協定締結状況

（2001年10月現在。国名は署名日順。カッコ内は発効年）

エジプト（1978）、スリランカ（1982）、中国（1989）、トルコ（1993）、香港（1997）、バングラデシュ（1999）、ロシア（2000）、パキスタン（1998＊）、モンゴル（2001＊）

注 *署名年。2001年10月現在未発効。相手国の国内承認手続は完了。

*＊①このほか、韓国、メキシコ、シンガポール、ベトナムなどとの間で予備交渉ないし本交渉を行っている。このうち、投資自由化規定を含むシンガポールとの「新時代経済連携協定」については、締結するということで2001年10月に基本合意に達している。上記協定のいくつかは投資と貿易の相互の自由化を意図したものである。②本稿で説明している相互協定とは別に、日本はアメリカとの間で投資保証協定（Investment Guaranty Agreement, IGA）を締

結している。その協定の仕組みについては、前出櫻井『国際経済法』210—11頁；および同『新国際投資法』131—32頁。

おわりに

訳文はできるかぎり内閣法制局の法令用語に従って作成したが、誤りがあれば正していきたい。

外務省が横組みで条約の邦文を公表するときは、縦組みの邦文をそのまま横にしている。したがって、漢数字はそのまま横組みで印刷されている。国立国会図書館調査及び立法考査局の『外国の立法』誌は、現在邦訳文を横組みで掲載している。この場合には、漢数字は使われずアラビア数字とローマ数字が使われている。参考までに、中国政府は条約案の印刷から官報掲載に至るまですべて横組みで作成している。この場合、年月日のみをアラビア数字とし、その他すべてに漢数字を使用し、ローマ数字は使用していない。今回の拙稿では、年月日をアラビア数字、その他に漢数字とアラビア数字を併用した。何れの方式でも、利用者にとっては一長一短である。

国名については政府使用の綴りとせず、原則として新聞用語を採用した。

本稿作成にあたり、参考3については本学部周劍龍助教授、参考4の作成については外務省経済局石川薰審議官（現、日本国際問題研究所長代行で出向中）、同省経済局開発途上地域課佐々山拓也主席事務官および同省条約局条約課高橋慶太事務官のご協力を得た。ここに謝意を表したい。ただし、記述についての一切の責任は、筆者が負うものである。

古沢先生に

目上の方に追記とは礼を失することになりますが、お許しください。

本来ならば先生のご専門に十分に即した論文を書くべきところ、ここでは私の分野の資料を収録していただきます。知的財産の国際移転すなわち国際投資を対象とする条約というところで先生の分野と大いに関わりがあると自分に言い聞かせ、作業を終えました。

条文を内閣法制局ルールで翻訳することは、或る意味では論文を書くことより苦しいものです。類似の資料が皆無ですので、今後拙訳が官产学の関係者に使用されることになるものと信じています。

さいごになりますが、どうぞ健康にご留意され、これからも後進をご指導下さいますようお願い申し上げます。